

司法ソーシャルワーク研究集会 in 大阪

刑事裁判に社会福祉専門職が 関わるときに生じるジレンマ

日時:2023年6月24日(土)午後1時~4時30分

会場:KITENA 新大阪5F 504号会議室(大阪市東淀川区東中島1丁目18-5)

日本弁護士連合会は、本年4月1日から『罪に問われた障がい者等の刑事弁護の支援に関する会規』及び『同規則』の運用を開始しました。今後、全国の裁判所の刑事裁判において、被告人の弁護活動に社会福祉士等が関与する機会が増えると考えられます。しかし、刑事司法と福祉は相性が良い関係ではありません。法律専門職と社会福祉専門職との間に深刻な対立が生じたり、各々がジレンマを感じたりするのではないかと考えます。本研究集会では、「ジレンマ」をキーワードに刑事司法に関わるそれぞれの立場を率直に出し合い、徹底討論します。



『ジレンマを語る～それぞれの立場から』

基調講演 水藤昌彦(山口県立大学): 司法福祉研究者の「ジレンマ」という言葉の理解

報告: 社会福祉専門職が刑事司法に関わるとき..

- ① 原田和明((社)司法ソーシャルワーク研究所代表理事): 社会福祉事業者のジレンマ
- ② 小川多雅之(フロシキフクシ代表): 社会福祉士のジレンマ
- ③ 野田詠氏(NPO チェンジングライフ理事長): 立ち直り支援者のジレンマ
- ④ 中井真雄(大阪弁護士会): 弁護士のジレンマ

コーディネーター 藤原正範(日本福祉大学ソーシャルインクルージョン研究センター)

主催:「刑事弁護とソーシャルワーク」グループ(科学研究費研究基盤研究(B)21H00799)

(連絡先: k-mfujiw@n-fukushi.ac.jp)

*この研究集会は、上の科学研究費研究の一環として開催します。

本研究集会への参加申し込みの方法

参加を希望される方は、下の送信先メールアドレス宛に、

6月20日（火）午後5時までに、

参加を希望される旨、及び次の情報を送信してください。

- ①氏名
- ②所属
- ③メールアドレス

会場の収容定員のため参加可能人数は50名までです。先着50名をもって、締め切り日を待たず参加をお断りすることになります。

参加の可否は必ず、メールで連絡します。

[送信先メールアドレス]

k-mfujiw@n-fukushi.ac.jp

fmseihan@gmail.com